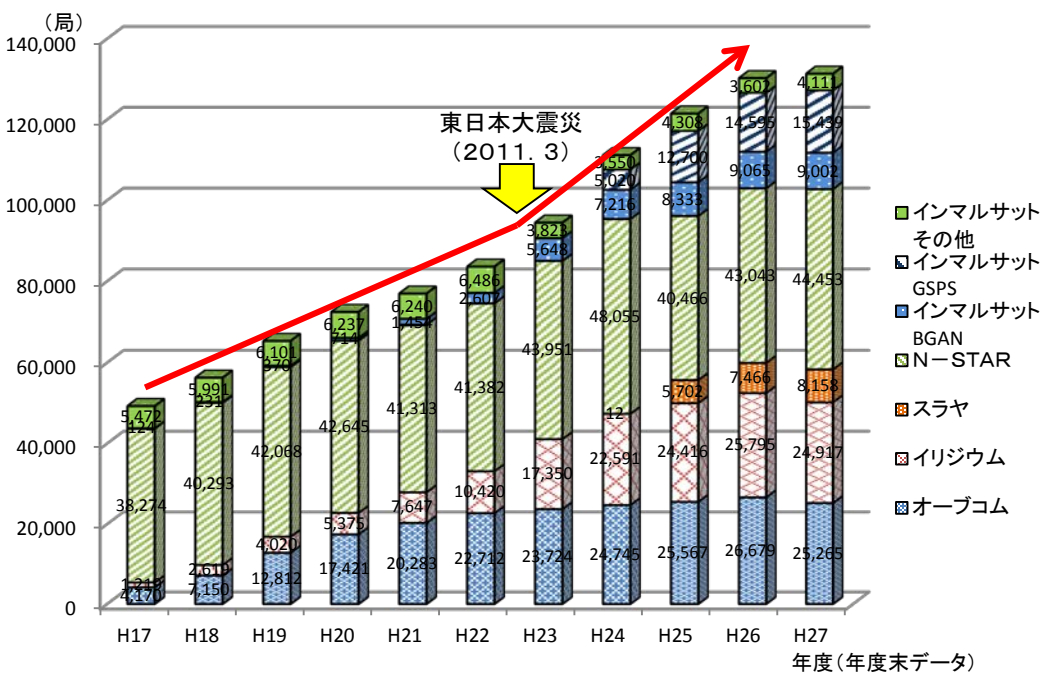


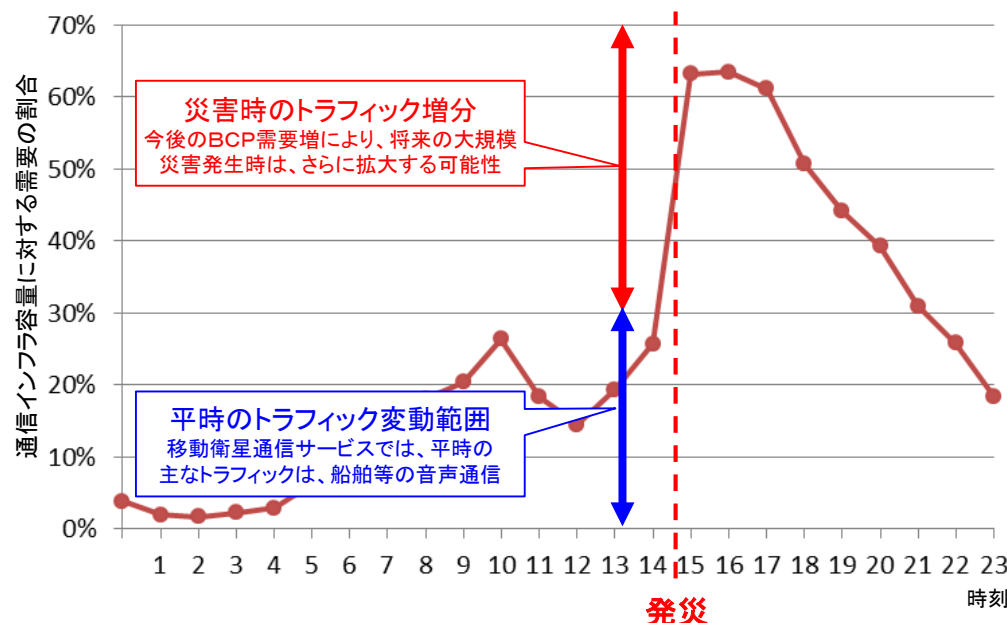
2.5GHz帯/2.6GHz帯を用いた国内移動衛星通信システム導入に係る改正の背景

改正の背景

- 2.5GHz帯/2.6GHz帯を用いた国内衛星移動通信システムは、平成7年8月に制度化され、その後、平成21年6月に変調方式の高度化等の技術基準の一部改正（無線設備規則等の改正）を行った。
- 本システムについては、隣接周波数帯の電波使用状況が平成21年から変化しており、周波数共用検討の前提条件が変わったこと、災害時におけるトラフィック量増加に対応するための通信容量拡大が求められることなどから、同システムの高度化を図るため、平成30年6月より情報通信審議会情報通信技術分科会衛星通信システム委員会において技術的な検討が進められ、平成30年12月12日に情報通信審議会から一部答申を受けたところ。



国内移動衛星通信システムの無線局数の推移

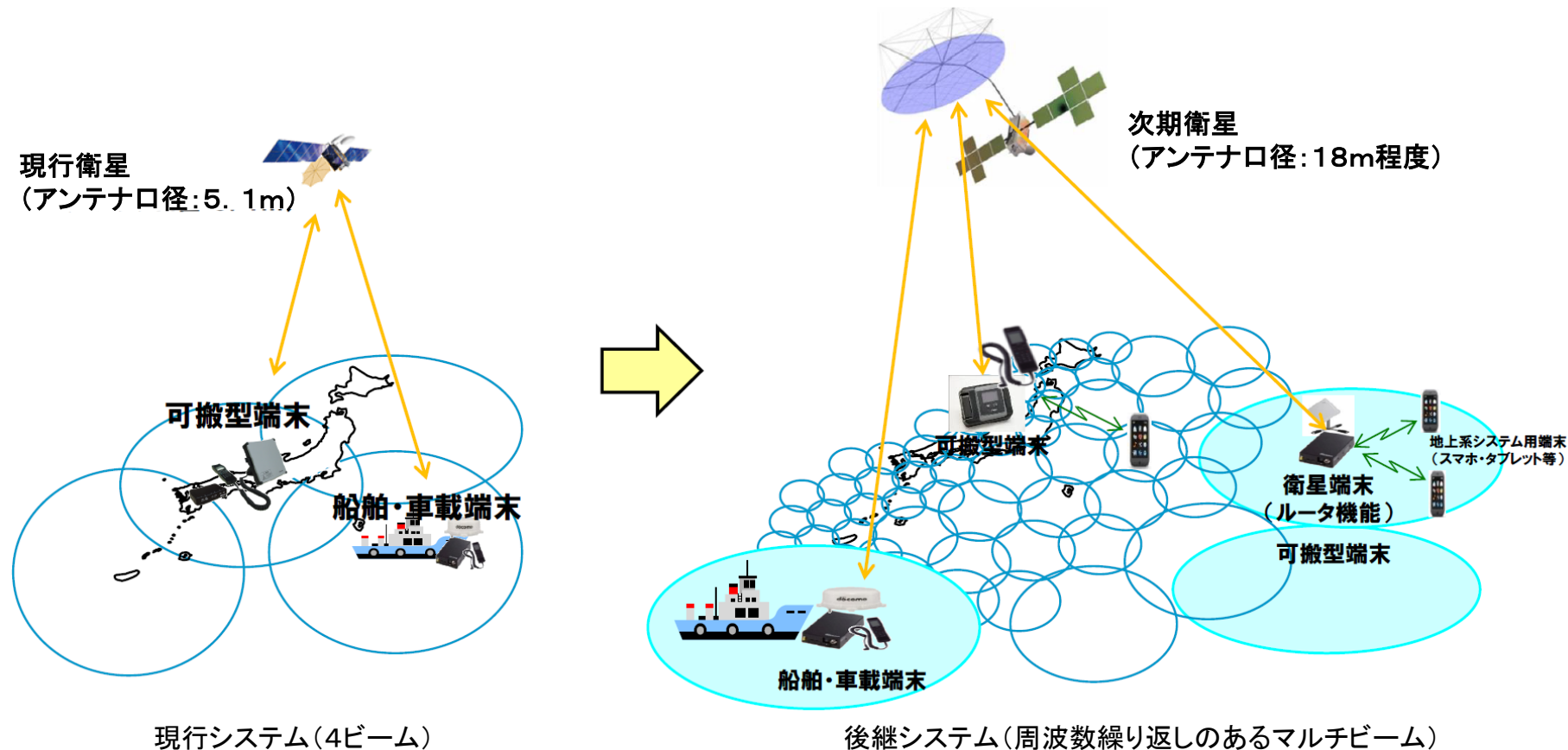


大規模災害発生時の通話CH使用率の変化
(2011年3月11日、東日本大震災時の実データ)

2.5GHz帯/2.6GHz帯を用いた国内移動衛星通信システムの概要

システム概要

- 現在サービス中のシステムは、音声通話(2000ch程度)やパケット通信(ベストエフォート型:下り最大384kbps/上り最大144kbps)等が可能となっている。
- 海上では日本近海を航行する貨物船、漁船等の連絡用として、陸上では官公庁、公共インフラ事業者等の緊急時災害対策用として利用されている。
- 今後、大型アンテナによる衛星ビームのマルチビーム化、伝送速度の向上(ベストエフォート型:下り1Mbps以上/上り500kbps以上)、通話容量の増加(10,000ch以上(音声CH換算))等の高度化が見込まれる。



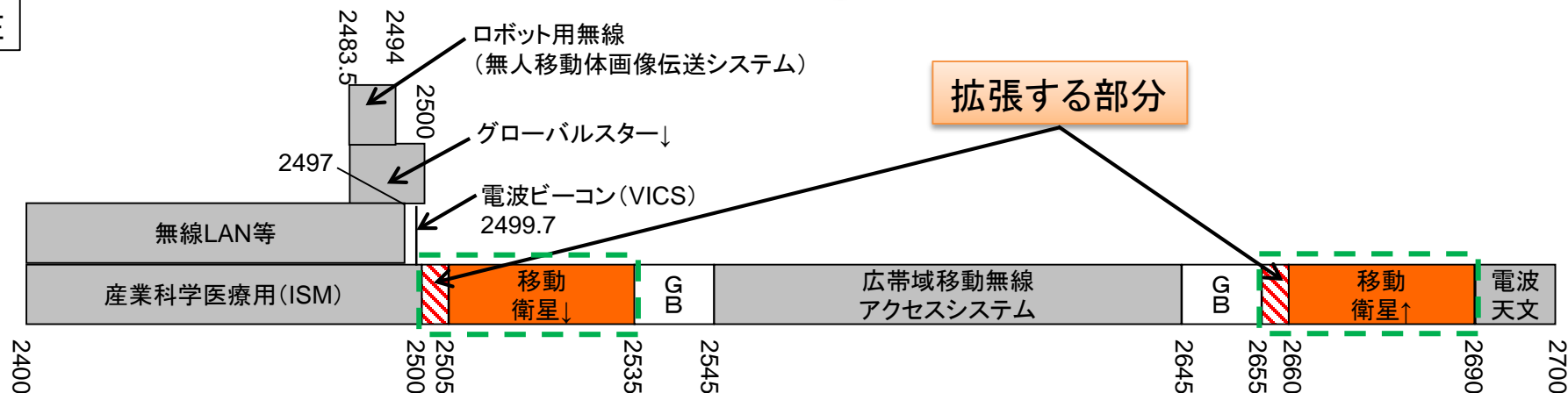
2.5GHz帯/2.6GHz帯を用いた国内移動衛星通信システムの技術的条件の検討

検討対象周波数

前回改正(平成21年6月)



現在



- 前回改正時は技術試験衛星Ⅷ型(ETS-VIII)が今回の拡張帯域を使用していたが、運用終了により当該帯域を使用することが可能となった。

2.5GHz帯/2.6GHz帯を用いた国内移動衛星通信システム導入に係る改正内容

改正内容

- 共用検討の結果、2.5GHz帯/2.6GHz帯を用いた国内移動衛星通信システムのサービスリンクの適用周波数拡張が可能であると、昨年12月に情報通信審議会から一部答申を受けた。
- このため、無線設備規則第49条の23第1号及び別表第1号について、サービスリンク向けの周波数帯を5MHz拡張する改正を行う。
- なお、これ以外の関係省令の改正を要する技術的条件の変更はない。

項目	内容	該当条文
適用周波数帯	フィーダリンク：上り回線 6,345～6,425MHz帯、下り回線 4,120～4,200MHz帯 サービスリンク：上り回線 <u>2,655</u> ～2,690MHz帯、下り回線 <u>2,500</u> ～2,535MHz帯	無線設備規則 第49条の23第1号、 別表第1号

※赤字下線部が今回改正点